

住宅の応急修理に関するQ & A（第5版）

No.	内容	回答
	(1) 制度全般について	
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	<p>災害のため住宅が中規模半壊、半壊若しくは準半壊を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。</p>
2	新潟県独自の制度とはどのような制度なのか。	<p>災害救助法による応急修理（以下「国制度」という。）の費用の限度額に上乗せして、基準額の範囲内で支払う制度です。国制度とまとめて、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払います。 なお、県制度では、所得要件はありません。</p> <p>【1世帯あたりの限度額（基準額）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国制度 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊：706,000円以内 ・中規模半壊、半壊：706,000円以内 ・準半壊：343,000円以内 ②県制度 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊：1,000,000円以内 ・中規模半壊、半壊：500,000円以内 ・準半壊：300,000円以内
3	住宅の応急修理制度の対象となる市町村はどこか	<p>災害救助法が適用された下記14市町村になります。 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町</p>
4	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいか。	<p>併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、自己負担分の契約が必要となります。</p>
	(2) 対象者について	
1	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。	<p>り災証明書の「被害の程度」欄、または被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申し込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書の交付を受けた段階で提出いただければ結構です。</p>
2	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	<p>全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。</p>
3	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	<p>【国制度】 世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 【県制度】 所得要件はありません。</p>

No.	内容	回答
4	住宅の応急修理の申込の際に必要となる書類は何か。	<p>申込の際に必要な書類等は以下のとおりです。</p> <p>① 住宅の応急修理申込書（様式第1－1号） ② 住宅の被害状況に関する申出書（様式第1－2号） ③ 災証明書の写し ④ 施工前の被害状況が分かる写真（様式は任意） ⑤ 修理見積書（様式第3号） （後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。） ⑥ 資力に関する申出書（様式第2号） （ただし、大規模半壊の場合は添付不要）</p> <p>上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口に確認してください。また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要となりますので留意願います。</p>
5	借家は対象となるか。	<p>借家の場合、本来所有者が修理を行うものですが、所有者が修理を行えず、かつ居住者の資力をもってしては修理ができないことにより、居住する場所を失う場合には、所有者の同意を得て応急修理を行うことができます。この場合、所有者が修理を行えない理由を確認する必要がありますので、資力に関する申出書の他に、課税証明書や火災保険金の受領等がわかる書類を提出していただきます。</p> <p>※火災保険や共済などにより、保険金等が支払われている場合は対象外となりますので、当該災害により保険金等の受領の有無についても確認します。</p> <p>申請は、居住者が申請者の同意を得て行い、所有者の同意書及び所有者の課税証明書等の提出が必要です。</p> <p>なお、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理が対象となるため、空室の場合は申請できません。</p>
6	1階が損壊しているが、現在も被災建物に住んでいる場合でも、応急修理の要件を満たせば、応急修理の対象となるか。	応急修理の要件を満たせば、対象となります。
7	1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	<p>住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となります。</p> <p>ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。</p>
8	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
9	二世帯住宅で、玄関は一つだがそれ以外は完全に生活スペースが分離している（トイレ・風呂等が2つ、住民票が2つ、公共料金のメーターが2つでそれぞれ別請求など）の場合、各世帯ごとに申込可能か。	それぞれの世帯ごとに申込が可能です。なお、二世帯住宅の場合、実質的に世帯ごとに生活の場が分かれていれば、それぞれの世帯から申込みいただいて構いません。 （生活の場が同一で、共用部分を修理するために2世帯以上分を申込むことはできません。）
10	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	<p>①分譲住宅の場合 管理組合理事会や各住居世帯主持回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。</p> <p>②賃貸住宅の場合 一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。</p>
11	別荘は応急修理の対象となるか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象となりません。

No.	内容	回答
12	既に修理に取りかかっている場合、制度の対象となるか。	既に修理に取りかかっている場合であっても、支払に至っていない場合は、対象となります。 一方、既に支払っている場合は、対象となりません。（被災者へ、直接現金給付することはできません。）
13	中規模半壊以下で、資力に関する申出書（様式第2号）を提出しない場合は、対象となるか。	国制度は対象になりませんが、県制度は対象となります。
14	応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。 このため、修理期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、災害発生の日から原則6ヶ月間、賃貸型応急住宅の使用が可能です。
15	自宅の損壊により、やむを得ず、公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしていても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
16	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
(3) 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方について		
1	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
2	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
3	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示してください。
4	仕様をグレードアップする場合、グレードアップに要する差額分を自己負担すれば、同等品の価格相当分は応急修理制度の対象となるか。	仕様のグレードアップは、金額に関わらず、応急修理の対象外となります。
5	国制度と県制度で対象範囲の違いはあるか。	県制度は、国制度の対象範囲とそれに準ずる箇所としております。 このため、基本的には国制度の対象範囲と同様であり、国制度で足りない金額を県制度で請求してください。
6	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
7	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。

No.	内容	回答
8	屋外設置型給湯器は対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障箇所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 (必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障箇所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示してください。)
9	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。
10	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか。	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。 なお、床板を修理せず、浸水した床下断熱材のみを交換する場合も対象となります。
11	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
12	浸水した床板を乾燥させるために取り外し、乾燥させた後に床板を再利用する場合、床板の取り外し及び再設置に要する費用は対象となるか。	床板を乾燥させるための経費は修理費用ではないこと、再利用できる床板は修理の必要がない（破損していない）とみなすことから、対象外となります。 なお、補修または交換が必要な床板の場合は、制度の対象となります。
13	畳の交換は対象となるか。	床と併せて畳などの修理を行う場合は対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
14	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまつた場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
15	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
16	内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合については、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象なりません。

No.	内容	回答
17	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁つて、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。
18	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 損傷した流し台と吊戸棚が一体となっているからといって、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
19	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
20	浸水被害により、浄化槽プロワーが故障した。プロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽プロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
21	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。） ・被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。 ・被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合は対象外となります。 ・和式便器から洋式便器（暖房便座は可。）は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） ・自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えません。
22	温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。 ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
23	D.I.Yの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D.I.Yは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
24	間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
25	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
26	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
27	住宅の1階と2階の両階にトイレがあり、1階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	・1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 ・また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対象となります。

No.	内容	回答
28	浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。 また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。 なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。
29	各戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
30	液状化により住家に傾斜が発生し、日常生活に支障をきたしている。住宅の傾斜を元に戻す工事は、応急修理の対象となるか。	「液状化による傾斜住宅の補修方法」について、令和6年能登半島地震に限った取扱いとして、次の①～⑤の工法は応急修理の対象となります。 【傾斜住宅の補修方法】 ①硬質ウレタン注入工法 ②グラウト注入工法 ③アンダーピニング工法（ジャッキアップ） ④耐圧版工法（ジャッキアップ） ⑤プッシュアップ工法（あげ舞い工法） ※ 工法の詳細については、次のホームページのP.17を参照してください。 (https://www.city.katori.lg.jp/living/sumai/ekijoka/sodankai.files/2011-1118-1434.pdf) ※ ①②の工法は、地盤改良とならないよう、日常生活に必要な最小限度の範囲で実施をお願いします。なお、最小限度の範囲を超えて実施する場合、地盤改良と判断され、応急修理の対象外となることが想定されます。 ※ ホームページのP.25にある「液状化対策の各種工法」については、いずれも応急修理の対象外です。
31	地震により、住宅の玄関など出入口までのアプローチ（階段等）が被災した場合に、応急修理の対象となるか。	県制度分については、対象となります。
(4) 基準額等について		
1	修理を複数業者へ依頼する場合、合計金額内であれば可能か？また、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能か。	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。ただし、修理が長期化する場合は認められない場合もあります。 また、見積書は、修理業者ごとに作成しても、1枚にまとめて作成しても差し支えありません。
2	住民票上、同一の世帯であるが、被災時において実質的に別世帯として別々の住宅に居住していた場合、電気・ガス・水道の明細書等や区長や民生委員による証明書等により、別世帯であることが確認できれば、各々の住宅（申請）を対象としてよいか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば可能です。 ただし、母屋と離れをつなぐ連絡路や廊下などは対象とはなりません。
3	住宅の修理の見積を依頼したら、200万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第3号）を作成し、各市町村窓口に提出してください。 また、限度額を超える部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約していただく必要があります。 【契約者】 <ul style="list-style-type: none">・被災者負担分：被災者↔施工業者・応急修理分：各市町村↔施工業者 <p>【例】修理総額が165.0万円、住宅の被害区分が「半壊」の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・応急修理分（国制度）：70.6万円以内・応急修理分（県制度）：50.0万円以内・被災者負担分（自己負担）：44.4万円以上 <p>なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いします。</p>

No.	内容	回答
4	上限額は税込か。	税込です。
(5) 手続の流れについて		
1	住宅の応急修理はいつまでに申し込めばよいか。	令和6年12月31日（火曜日）までにお住まいの市町村へお申込みください。（市町村により窓口の開設状況が異なる場合があります。詳細については、お住まいの市町村にお問い合わせください。）
2	住宅の応急修理はいつまでに完了すればよいか。	令和6年12月31日（火曜日）までに申し込みが行われた工事が、完了するまで。（速やかな工事施工をお願いします。）
3	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 ただし、限度額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
4	応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらつてはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 (ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。)
5	応急修理の申請時に提出する「り災証明書」は、コピーでもいいのか。	コピーで差し支えありません。
6	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
(6) 様式について		
1	住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。
2	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 また、修理業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができます。その場合も、国制度分と県制度分と被災者負担分がわかるように記載してください。
3	修理前または修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合には、どのようにすればよいか。	写真を撮り忘れた場合は、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならぬ状況等について、図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を実行するかを詳細に「申立書」に記載して提出してください。 なお、申立書については、必ず修理業者が記載してください。（被災者や自治体では代筆できません） また、「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ですが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であるので、必ず写真の提出をお願いします。

No.	内容	回答
(7) その他		
1	<p>被災した翌日に、修理業者が来て、「屋根が壊れいるから、直ぐに修理が必要だ。」と言って、契約を迫ってきた。 どうしたら良いだろうか。</p>	<p>被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。</p> <p>まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。 また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて！）</p>